

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成 30 年松江市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
(1)～(6) 略					(1)～(6) 略				
(7) 松江市総合体育館					(7) 松江市総合体育館				
(ア) 冷房及び暖房					(ア) 冷房及び暖房				
利用区分施	基準額(1時間につき)				利用区分施	基準額(1時間につき)			
設名	アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合		設名	アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収せず営業を目的とした場合	入場料を徴収する場合又は営業を目的とした場合		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収せず営業を目的とした場合	入場料を徴収する場合又は営業を目的とした場合
略					略				
選手控室(1室)	50円	150円	150円	200円	選手控室(1室)	50円	150円	150円	200円
多目的ルーム(全面)	320円	960円	960円	1,280円	多目的ルーム(全面)	320円			
ラウンジ	510円	1,530円	1,530円	2,040円					

2F パントリー	170 円	510 円	510 円	680 円
スイートルーム(1室)	160 円			
スイートルounge	1,480 円			
3F パントリー	360 円			
トレーニングルーム	240 円			

(イ) 略

(ウ) 設備利用料

設備名等	基準額	備考
略		
センタービジョン一式	94,600 円	略
リボンビジョン一式	149,600 円	アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合に限る。 1日につき
略		

備考 センタービジョン及びリボンビジョンの操作を専門技術者に委託する場合の経費は、利用者の負担とする。

(8)～(24) 略

トレーニングルーム	240 円
-----------	-------

(イ) 略

(ウ) 設備利用料

設備名等	基準額	備考
略		
吊下式映像装置一式	88,000 円	略
略		

(8)～(24) 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。